

解 説 編

認定手続等の概要

NPO法人

（特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たし、特定非営利活動促進法の規定に基づき、所轄庁の認証を受けて設立された特定非営利活動法人をいいます（法2②、10①）。）

事前相談(任意)

◎ 認定申請をお考えの方は、まず、事前相談をお願いします。

- 神奈川県内の所轄庁一覧についてはP202をご確認ください。
- 認定を受けるための基準についてはP29～47をご確認ください。

申請書提出

◎ NPO法人の所轄庁に認定（特例認定）申請書を提出してください。

- 申請手続についてはP22～28をご確認ください。
- 申請様式については「様式例」P54～102をご確認ください。

実態確認等

◎ 所轄庁の担当者が実態確認等を行う場合があります（法73）。

- 確認させていただく資料（例）についてはP103をご確認ください。

—認定NPO法人—

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして、所轄庁の認定を受けたものをいいます（法2③、44①）。

—特例認定NPO法人—

NPO法人の設立の日から5年経過しないものうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものとして、所轄庁の特例認定を受けたものをいいます（法2④、58①）。

役員報酬規程等の提出

（P110 参照）

◎ 認定NPO法人等は、役員報酬規程等及び助成金支給の実績等に関する書類を所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません。ただし、役員報酬規程と職員給与規程については、既に所轄庁に提出されているものから内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です（法55①②、62）。

情報公開

（P114 参照）

◎ 認定NPO法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません。（法52④、54④、62）。なお、閲覧させる際、役員名簿・社員名簿等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（法52⑤）。

異動の届出等

（P112～113 参照）

◎ 認定NPO法人等は、認定等されたとき、代表者の変更があったときなど所定の異動・変更等が生じた場合には、その旨を記載した書類等（添付書類を含みます。）を、所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（法49④、52①～③、53①④、62、法規30、31②）。

1 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続

(1) 認定を受けようとする場合

イ 認定 NPO 法人として認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～③の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、認定を受けることとなります（法 44②）。

（注）申請書及び添付書類については、様式例 54～102 頁をご覧ください。

- ① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）

（注）実績判定期間とは、認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年（過去に認定を受けたことのない法人の場合は 2 年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法 44③）。詳しくは、26～28 頁「参考 1（実績判定期間）」を参照してください。

- ② 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

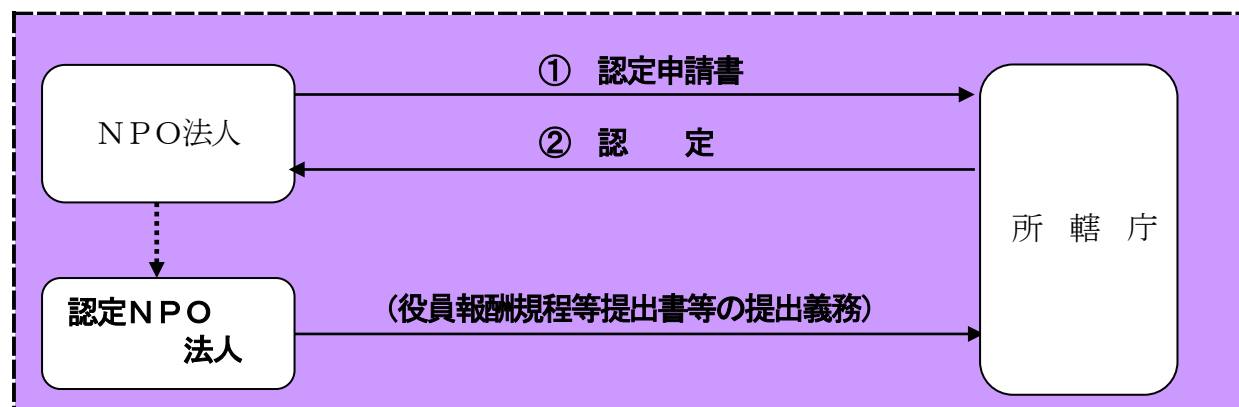
（注）認定の各基準については 33～45 頁を、欠格事由については 46～47 頁をご覧ください。

- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過している必要があります（法 45①八）。

ハ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して 5 年となります（法 51①）。

認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（次頁の「(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（法 51②）。



(2) 特例認定を受けようとする場合

イ 特例認定 NPO 法人として特例認定を受けようとする NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①及び②の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、特例認定を受けることとなります（法 44②、58②）。

（注）申請書及び添付書類については、様式例 54～102 頁をご覧ください。

- ① 特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注 1）特例認定の各基準及び欠格事由については「3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準（PST 基準を除きます。）」（39～47 頁）をご覧ください。

（注 2）特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前 2 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日まで

の期間となります（法44③、58②）。詳しくは、26～28頁を参照してください。

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 特例認定の申請ができる NPO 法人は、次の掲げる基準に適合する必要があります（法45①八、59一～三）。

- ① 特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること
- ② 特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること
- ③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと

ハ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法60）。

特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効しますので、特例認定の有効期間中又は有効期間の経過後に認定 NPO 法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。

なお、特例認定の有効期間中に認定 NPO 法人として認定を受けた場合には、特例認定の効力を失います（法61①四）。

(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

イ 認定の有効期間の更新を受けようとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間（以下「更新申請期間」といいます。）に、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～②の書類を添付した有効期間の更新の申請書を所轄庁に提出し、有効期間の更新を受けることとなります（法51②③⑤）。

- ① 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（注1） 申請書及び添付書類については、104～108頁をご覧ください。認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の提出は原則不要ですが、当該名簿の作成の日から5年間事務所に備え置く必要があります（法51⑤、54②一）。

（注2） 認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとする NPO 法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③、51⑤）。

（注3） 上記①、②に係る書類については、既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます（法51⑤ただし書）。

ロ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（法51①）。

なお、認定の有効期間の更新の申請があつた場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法51④）。

(4) 認定 NPO 法人等の役員報酬規程等の提出義務

イ 認定 NPO 法人等は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、役員報

報酬規程等を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出しなければなりません（法 54②③、55、62）。提出する書類等の詳細は、110 頁～111 頁「(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」をご覧ください。

ロ 認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）の通知を受けた認定 NPO 法人等（所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する法人に限ります。）は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（法 49④、62、法規 27②）。

① 法規第 27 条第 2 項に規定する様式第 1 号

② 直近の事業報告書等（④事業報告書、⑤活動計算書、⑥貸借対照表、⑦財産目録、⑧年間役員名簿（直近の事業年度において役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者の当該事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいいます。）、⑨前事業年度末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面）

③ 役員名簿

④ 定款等（④定款、⑤認証に関する書類の写し、⑥登記事項証明書の写し）

⑤ 所轄庁に提出した申請書及び添付書類の写し

⑥ 認定又は特例認定に関する書類の写し

ハ 認定の有効期間の更新の通知を受けた認定 NPO 法人（所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する法人に限ります。）は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（法 49④、51⑤、法規 28）

① 法規第 28 条に規定する様式第 2 号

② 所轄庁に提出した認定の有効期間の更新を受けるための申請書及び添付書類の写し

③ 認定の更新に関する書類の写し

《参 考》

1 認定 NPO 法人等の名称等の使用制限

認定 NPO 法人等でない者は、その名称又は商号中に認定 NPO 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定 NPO 法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております（法 50①②、62）。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります（法 78 二～五）。

2 所轄庁による認定等の通知

所轄庁は、NPO 法人からの申請について、認定等又は認定の有効期間の更新をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知することになります。また、認定等又は認定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知することになります（法 49①、51⑤、62）。

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する NPO 法人について認定等を行ったときは、その認定 NPO 法人等の名称その他一定の事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」といいます。）に通知することとされております（法 49③、62、法規 27①）。

3 認定の公示

所轄庁は、認定 NPO 法人等の認定等又は認定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされております（法 49②、51⑤、62）。

(公示事項)

- ① 認定NPO 法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
- ④ 認定等の有効期間
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、所轄庁の条例で定める事項

また、所轄庁は、認定NPO 法人等について、以下に掲げる事項に変更があったときも、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております（法53②、62）。

- ⑥ 上記（公示事項）①、③、⑤に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき
- ⑦ 上記（公示事項）③、⑤に掲げる事項に係る定款変更（所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。）の届出を受けたとき
- ⑧ 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき
- ⑨ 上記（公示事項）⑤に掲げる事項に変更があったとき

4 認定等の失効

認定NPO 法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います（法57①、61）。

- イ 認定等の有効期間が経過したとき（法51④の場合にあつては、更新拒否処分されたとき）
- ロ 認定NPO 法人等が認定NPO 法人でないNPO 法人と合併をした場合、その合併が法63①の認定を経ずにその効力を生じたとき（法63④の場合にあつては、その合併の不認定処分がされたとき）
- ハ 認定NPO 法人等が解散したとき
- ニ 特例認定NPO 法人が認定NPO 法人として認定を受けたとき

なお、所轄庁は、認定NPO 法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております（法57②）

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO 法人等がその認定等の効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に通知することとされております（法57③、62）。

5 協力依頼

所轄庁は、NPO 法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（法73）。この規定により、所轄庁が認定申請中のNPO 法人や認定NPO 法人等に対し、申請書の内容の確認や認定又は特例認定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

参 考 1 (実績判定期間)

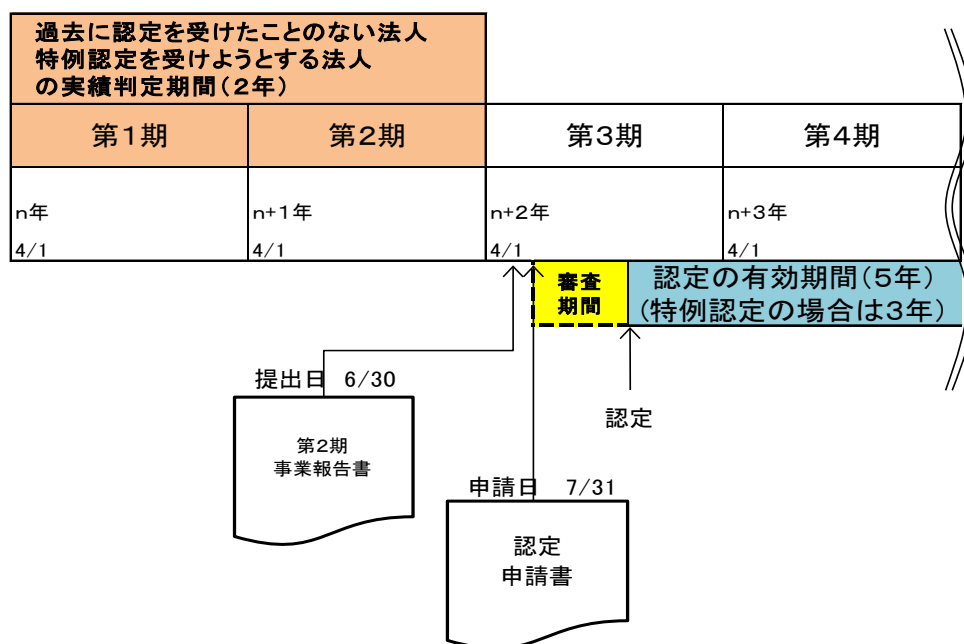
実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法 44③、51⑤、58②）。

【具体例1】

《過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）の申請の場合》

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 $n+2$ 年6月30日
- 申請書を提出した日 $n+2$ 年7月31日
- 実績判定期間 n 年4月1日（第1期）～ $n+2$ 年3月31日（第2期）

過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）が申請を行う場合の実績判定期間は、 n 年4月1日（第1期）から $n+2$ 年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



【具体例2】

認定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : $n+2$ 年6月30日
- 初回の認定申請書の提出日 : $n+3$ 年3月16日
- 認定の有効期間 : $n+3$ 年8月1日～ $n+8$ 年7月31日
- 更新申請期間 : $n+8$ 年1月31日～ $n+8$ 年4月30日

➤ 更新の申請書の提出日 : ケースA又はケースBのとおり

《ケースA：更新申請期間中の $n+8$ 年1月31日～ $n+8$ 年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合》

➤ 実績判定期間： $n+2$ 年4月1日（第3期）～ $n+7$ 年3月31日（第7期）

更新申請期間中の $n+8$ 年1月31日～ $n+8$ 年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、 $n+2$ 年4月1日（第3期）～ $n+7$ 年3月31日（第7期）となります。

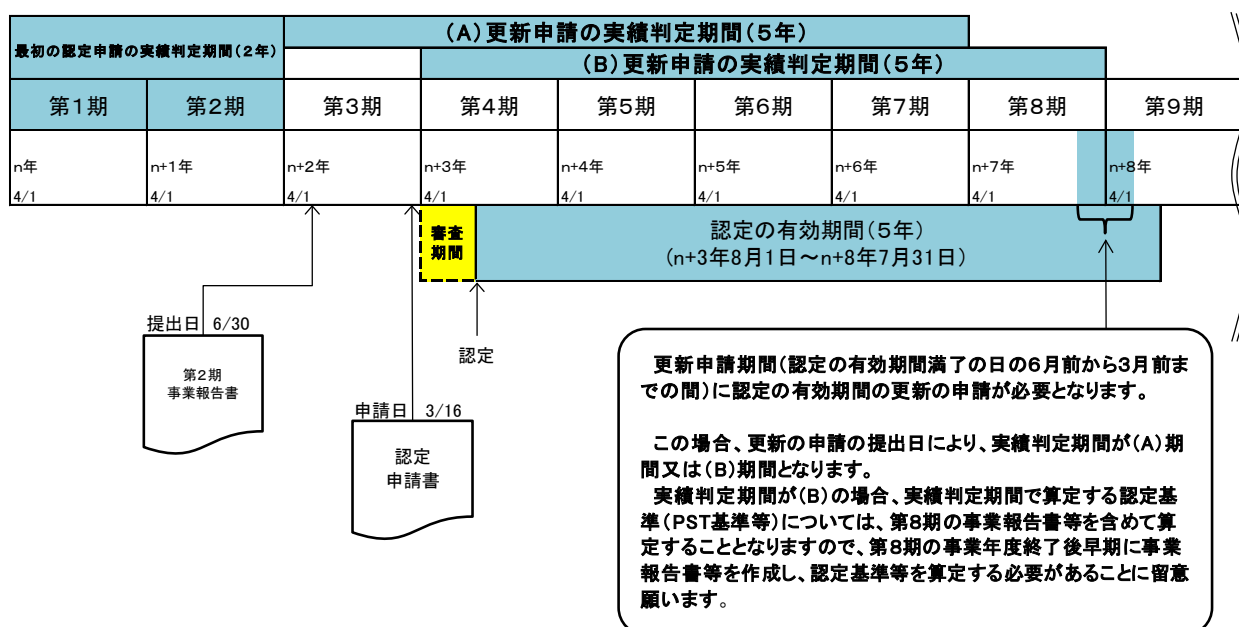
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

《ケースB：更新申請期間中の $n+8$ 年4月1日～ $n+8$ 年4月30日に更新の申請書を提出する場合》

➤ 実績判定期間： $n+3$ 年4月1日（第4期）～ $n+8$ 年3月31日（第8期）

更新申請期間中の $n+8$ 年4月1日～ $n+8$ 年4月30日に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、 $n+3$ 年4月1日（第4期）～ $n+8$ 年3月31日（第8期）となります。

この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。

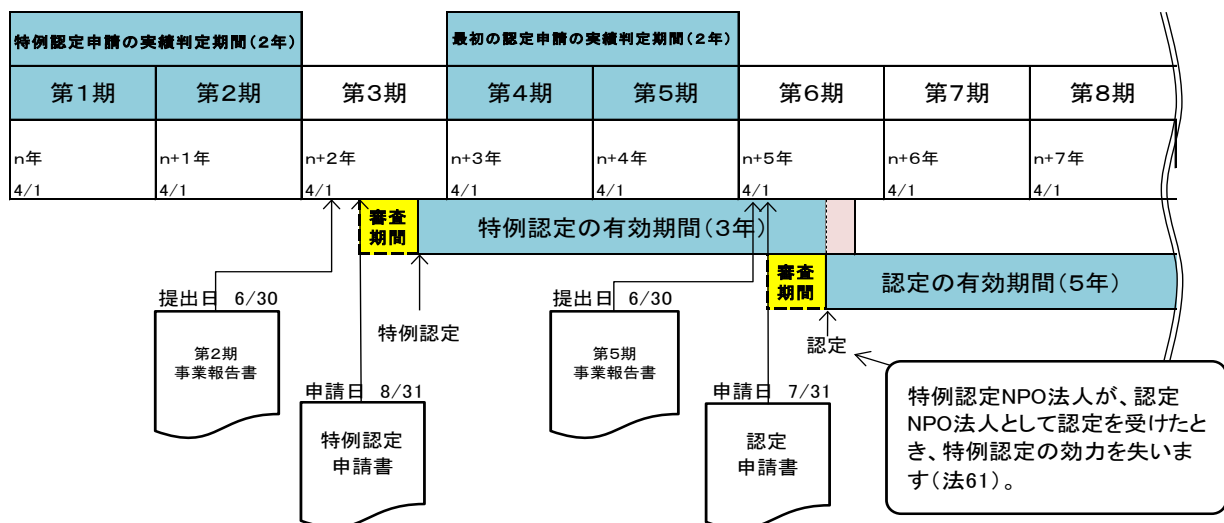


【具体例3】

特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日 : $n+2$ 年6月30日
- 特例認定申請書の提出日 : $n+2$ 年8月31日
- 特例認定申請に係る実績判定期間 : n 年4月1日（第1期）～ $n+2$ 年3月31日（第2期）
- 特例認定の有効期間 : $n+2$ 年12月16日～ $n+5$ 年11月15日
- 認定申請書の提出日 : $n+5$ 年7月31日

- 認定申請に係る実績判定期間 : $n+3$ 年4月1日(第4期)～ $n+5$ 年3月31日(第5期)
- 認定の有効期間 : $n+5$ 年11月16日～ $n+10$ 年11月15日



2 認定等の基準の概要

(1) 認定の基準の概要

認定NPO法人としての認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次に掲げる(1)から(8)までの基準に適合する必要があります(法44①、45)。

また、特例認定NPO法人として特例認定を受けるためには、NPO法人として新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次に掲げる(2)から(10)までの基準に適合する必要があります(法45、58、59)。

次表は認定基準等の概要をまとめたものですが、詳細については81頁以降をご覧ください。

項 目	認 定 基 準 の 概 要
(1) パブリック・サポート・テスト (PST) について	広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の3つの基準のいずれかに適合すること。 1 相対値基準 イ 原則 実績判定期間における $\text{寄附金等収入金額} \div \text{経常収入金額} \geq \frac{1}{5}$ (注) 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、82頁を参照してください。 ロ 小規模法人の特例 実績判定期間における $\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$ (注1) 上記の小規模法人の特例を適用するか否は、法人の選択になります。 (注2) 小規模法人の定義、ニの金額、ホの金額、ヘの金額については、33頁及び36～37頁を参照してください。 ※ 上記イ又はロの相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等をPSTの分母・分子に算入することができます。その詳細については、37～38頁を参照してください。

	2 絶対値基準 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。 （注1） 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。 （注2） 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。 （注3） 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。 （注4） 休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。
	3 条例個別指定基準 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。）については、パブリック・サポート・テスト基準を満たしているものとして取り扱われます。
(2) 活動の対象について	実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。 イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動 ※ (1) 3の都道府県又は市区町村が条例により個別に指定したNPO法人については、ロのうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。
(3) 運営組織及び経理について	次のいずれの基準にも適合していること。 イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。 ① $\frac{\text{役員のうち親類縁者等構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$ ② $\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$ ロ 各社員の表決権が平等であること。 ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。 ニ 不適正な経理を行っていないこと。

(4) 事業活動について	次のいずれの基準にも適合していること。 イ 次に掲げる活動を行っていないこと。 ① 宗教活動 ② 政治活動 ③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動 ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。 ハ 実績判定期間における 特定非営利活動に係る事業費 $\div$ 総事業費 $\geq$ 80% ニ 実績判定期間における受入寄 附金総額のうち特定非営利活 $\div$ 受入寄附金総額 $\geq$ 70% 動に係る事業費に充てた額
(5) 情報公開について	次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。 イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ ① 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ③ 助成の実績を記載した書類
(6) 事業報告書類等の提出について	各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること。
(7) 不正行為等について	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他の不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。
(8) 設立後の経過期間について	認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。
(9) 過去の認定等の有無について	過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと。
(10) 設立の日からの経過期間について	特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から5年を経過しない法人であること。

認定NPO法人等の上記基準のうち、(1)の1と2、(2)、(4)のハとニの基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(3)、(4)のイとロ、(5)、(6)、(7)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定時又は特例認定時まで適合している必要があります（ただし、実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5)ロの基準を除きます。）（法45①九）。

認定又は特例認定を受けた後に(3)、(4)のイとロ、(7)の基準に適合しなくなった場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます（法67②）。

(2) 欠格事由の概要

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定又は特例認定を受けることができません（法 47、62）。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細については 46～47 頁をご覧ください。

項 目	欠 格 事 由 の 概 要
(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある	NPO 法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。 1 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人又は当該特例認定 NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 3 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 4 暴力団の構成員等
(2) 認定等取消の日から 5 年を経過していない	認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。
(3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。
(4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている	国税又は地方税の滞納処分の執行がされている NPO 法人、又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過していない NPO 法人は、欠格事由に該当します。
(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過していない	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過していない NPO 法人は、欠格事由に該当します。
(6) 次のいずれかに該当する	NPO 法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。 1 暴力団 2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある

3 認定 NPO 法人としての認定を受けるための基準

認定 NPO 法人としての認定を受けるためには、次の(1)～(8)の認定基準に適合する必要があります（法 45 ①、法令 1～5）。

(1) パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準

パブリック・サポート・テスト基準の判定に当たっては、次の①～③のいずれかの基準を選択できます。

① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。

なお、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の4つのケースに分かれます。

項 目		小規模法人の特例	
		選択しない	選択する
国の補助金等	相対値基準計算上の分母・分子に算入しない場合	《算式1》 原則 (34～36頁参照)	《算式2》 小規模法人の特例 (36～37頁参照)
	相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合	《算式3》 国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし） (37～38頁参照)	《算式4》 国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用あり） (38頁参照)

《小規模法人の特例》

小規模法人の特例を適用するか否かは法人の選択になります。
この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者（役員又は社員を除きます。）の数が50人以上である法人に限られます（法 45②、法令 3）。

【算式】

実績判定期間の総収入金額

実績判定期間の月数

× 12

< 800万円

かつ

実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者（役員、社員除く）の数

≥ 50人

② 絶対値基準 《算式5》

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること（39頁参照）。

（注1）寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

（注2）寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

（注3）申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）の寄附者の合計人数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 100 \text{ 人}$$

③ 条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。）。

ただし、認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

《算式1》 相対値基準（原則）

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$$

【経常収入金額とは？】

$$\text{総収入金額} - \boxed{\text{イの金額}}$$

【寄附金等収入金額とは？】

$$\text{受入寄附金総額} - \boxed{\text{ロの金額}} + \boxed{\text{ハの金額}}$$

（解説）

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額^{（注1）}から $\boxed{\text{イの金額}}$ を控除した金額）のうちに寄附金等収入金額（受入寄附金総額から $\boxed{\text{ロの金額}}$ を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それに $\boxed{\text{ハの金額}}$ を加算した金額）の占める割合が5分の1以上であること（法45①一イ、法令1）。

（注1）総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(1)、法規5）

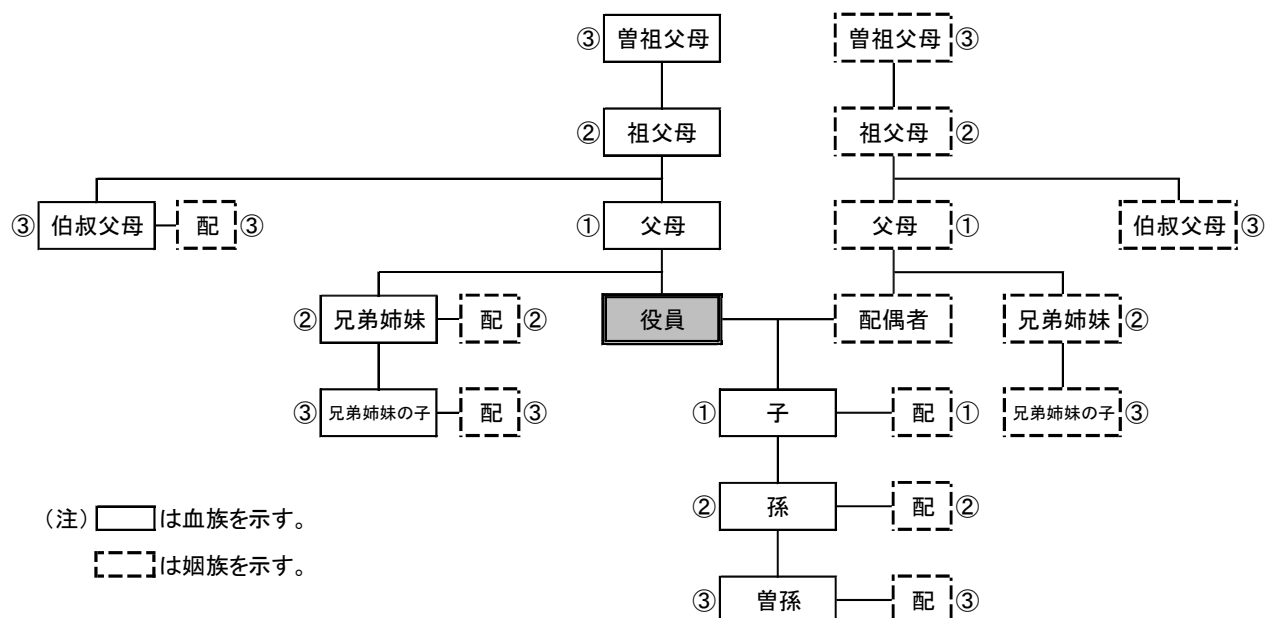
- ① 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ⑧ 休眠預金等交付金関係助成金

（注2） 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規8）。

上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規4二・16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

《三親等以内の親族図》



ロの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(2)、法規6、7）

- ① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額
- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額

③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

④ 休眠預金等交付金関係助成金

(注3) 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規8）。

上記「特殊の関係」については、**イの金額**（注2）をご覧ください。

(注4) 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の50を超える部分の金額となります（法規6）。

(注5) 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（法45①一イ、法規7）。

ハの金額（法45①一イ(3)、法規4）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（39頁参照）を乗じて計算した金額をいいます。）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額－**ロの金額**を限度とします。）

(注6) **ハの金額**をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規4）。

(イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

(ロ) 社員（役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。

「特殊の関係」については、**イの金額**（注2）と同様です。）の数が20人以上であること。

(注7) 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（87頁(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額をいいます。

《算式2》 相対値基準（小規模法人の特例）

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

(注) 小規模法人の要件（33頁参照）に該当する法人であれば、本特例を選択適用可能

(解説)

実績判定期間における、総収入金額から**ニの金額**を控除した金額のうちに、受入寄附金総額から**ホの金額**を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それに**ヘの金額**を加算した金額）の占める割合が5分の1以上であること（法令5②）。

ニの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(1)、法令5②一、法規5、25②）

① 国の補助金等

- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 休眠預金等交付金関係助成金

（注8） ここに掲げるものは、《算式1》の「イの金額」の①～⑤及び⑧と同一です。

ホの金額 （法45①一イ(2)、法令5②二、法規6、7一四、25③）

- ① 受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額
- ② 休眠預金等交付金関係助成金

（注9） これは《算式1》の「ロの金額」の①及び④と同一です。なお、《算式1》原則の場合と異なり、小規模法人の特例を選択適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。

（注10） 「一者当たり基準限度超過額」については、《算式1》の（注4）をご参照ください。

ヘの金額 （法令5②、法規4、25①）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「2活動の対象に関する基準」に定める割合（39頁参照）を乗じて計算した金額）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額－「ホの金額」を限度とします。）

（注11） これは《算式1》の「ハの金額」と同一です（注6、注7をご覧ください）。

（注12） 「ヘの金額」をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規4、25①）。

（イ） 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

（ロ） 社員（役員及び役員と親族関係を有する者並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。）の数が20人以上であること。

（注13） 共益的な活動等に係る部分の金額は、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（39頁(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額となります。

《算式3》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし））

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \text{チの金額}}{\text{経常収入金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注） 国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

(解説)

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5①)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額(チの金額)は、受入寄附金総額からロの金額(35頁参照)を控除した金額が限度となります(分母には、国の補助金等の額の全額(トの金額)を算入します。)

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式1》(34頁)を参照してください。

トの金額 (法令5①)

国の補助金等の全額

チの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額(法令5①)

② 国の補助金等の額

② 受入寄附金総額からロの金額(35頁参照)を控除した金額

《算式4》 相対値基準(国の補助金等を算入する場合(小規模法人の特例適用あり))

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額} + \text{リの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

(注) 国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

(解説)

小規模法人の特例を選択適用する小規模法人で国の補助金等を受けている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5③)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額(リの金額)は、受入寄附金総額からホの金額を控除した金額が限度となります。

(分母には、国の補助金等の全額(トの金額)を算入します。)

上記算式のうち、ニの金額、ホの金額及びヘの金額については、36～37頁を参照してください。

トの金額 (法令5③)

国の補助金等の全額

リの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額(法令5③)

① 国の補助金等の額

② 受入寄附金総額からホの金額を控除した金額

《算 式 5》 絶対値基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、
休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠
預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の合計人数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 100 \text{ 人}$$

- (注) 1 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること(法45①一ロ、法令2、法規9)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数(※)が100人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

※休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該助成金の交付者が、当該助成金以外に3,000円以上の寄附をそのNPO法人に行っている場合にのみ、PST要件上の寄附者として数えます。

条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること

- (注) 1 その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。
2 認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

(解説)

条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るPST基準を満たすものとして認められるというものです(当該条例を定めている都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。)(法45①一ハ、地方税法37の2④四、314の7④四)。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

(2) 活動の対象に関する基準

実績判定期間における

- イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
- ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- ニ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解説)

実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること（法45①二）。

(注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちにイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます（法規10）。

イ 会員又はこれに類する者（NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。）

(注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます（法規11）。

① 当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

② 当該申請に係るNPO法人の役員

(注2) NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者をいいます（法規12）。

(注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます（法規13）。

① そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（②において「付随費用の実費相当額」といいます。）以下のものを会員等から得て行うもの

② そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

③ 法別表19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定NPO法人である会員等が参加しているものに限りません。）に対する助成

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で上記イ（注3）③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。）

(注1) 特定の地域とは、一の市町村（特別区を含むものとし、指定都市にあっては、区又は総合区。）の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます（法規15）。

(注2) 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人については、特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(3) 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$$

かつ

$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の総数}} \leq \frac{1}{3}$$

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について

公認会計士等の監査
を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、
帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること（法45①三）。

イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

① 役員の総数のうちに役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合

② 役員の総数のうちに特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

（注1） 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規16）。

a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（注2） 「一定の関係のある法人」とは、一の者（法人に限ります。）が法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」といいます。）の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係（以下「直接支配関係」といいます。）にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の 50% 以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます（法規 17）。

a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある 1 若しくは 2 以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の 50% 以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

b 一の者との間に直接支配関係がある 1 若しくは 2 以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の 50% 以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

（注 3） NPO 法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます（法規 19）。

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第 53 条から第 59 条までの規定（青色申告法人の帳簿書類の保存）に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること（法規 20）。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと（法規 21）。

(4) 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること

イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと

ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと

ハ 実績判定期間における

特定非営利活動に係る事業費

総事業費

$\geq 80\%$

ニ 実績判定期間における

受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額

受入寄附金総額

$\geq 70\%$

（解説）

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること（法 45①四）。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。

③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

(注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規16、22)。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます(法規23)。

- a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員の選任その他当該NPO法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申請書を提出した場合であっても、所轄庁の長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます(法規24)。

(注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

(コラム) 特定資産について

- ・ NPO法人の特定非営利活動において、将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てることができます。
- ・ 当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりません。積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えあ

りません。

- ・実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（P89 参照）に記載して下さい。
- ・この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消（資産の取得等を含みます）し、かつ、活動計算書において費用（取得資産に係る減価償却費を含みます）として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

(5) 情報公開に関する基準

次に掲げる書類を閲覧させること

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
④ 内閣府令で定める書類
⑤ 助成の実績を記載した書類

（解説）

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類をその事務所において閲覧させること（法45①五）。

【令和2年改正点】

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）

- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法44②二）
② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法44②三）
③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（法54②三）
(注) 「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます（法規32①）。
1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
ロ 役員等との取引
4 寄附者（当該認定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
5 役員等に対する報酬又は給与の状況
イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）

- ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- (3) 内閣府令で定める書類（法 54②四）

（注） 「内閣府令で定める書類」とは以下のものをいいます（法規 32②）

法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類。

- ④ 助成の実績を記載した書類（法 54③）

(6) 事業報告書等の提出に関する基準

各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること

（解説）

法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法第 29 条の規定により提出していること（法 45①六）。

(7) 不正行為等に関する基準

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

（解説）

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（法 45①七）。

(8) 設立後の経過期間に関する基準

認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。

（解説）

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること（法 45①八）。

4 特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるための基準

特例認定 NPO 法人としての特例認定を受けるためには、上記(2)～(8)の認定基準に加え、次の(9)及び(10)の認定基準に適合する必要があります（法 59）。

(9) 設立の日からの経過期間に関する基準

特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から 5 年を経過しない法人であること（法 59 二）

（解説）

申請書を提出した日の前日において、その設立の日から 5 年を経過しない法人であること（法 59 二）。

(10) 認定又は特例認定の有無に関する基準

過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと（法 59 三）

5 欠格事由

欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと（法 47）

イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある

- ① 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
- ③ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

ロ 認定等の取消の日から 5 年を経過しない

ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

ニ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過しない

ヘ 次の①、②のいずれかに該当する法人

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

（解説）

欠格事由のいずれかに該当する NPO 法人は、認定、特例認定（以下「認定等」といいます。）又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、認定等又は認定の有効期間の更新を受けることができません（法 47）。

イ NPO 法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

- ① 認定NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定NPO 法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等^(注2)

(注1)「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。

(注2)「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

ロ 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

ハ NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。

ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

(注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

(注2) 所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

ヘ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

6 認定 NPO 法人等の税制上の措置

認定 NPO 法人及び特例認定 NPO 法人（以下「認定 NPO 法人等」といいます。）にかかる税制上の措置とは、次の5つをいいます。

① 個人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

<所得税>

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、特定寄附金に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかの控除を選択適用できます（所法78②、措法41の18の2①②）。



(1) 寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

《算 式》

特定寄附金の額の合計額 - 2千円 = 寄附金控除額

（注） 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

(2) 認定 NPO 法人等寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

《算 式》

（認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40% = 税額控除額

（注） 認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の40%が限度です。ただし、認定 NPO 法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

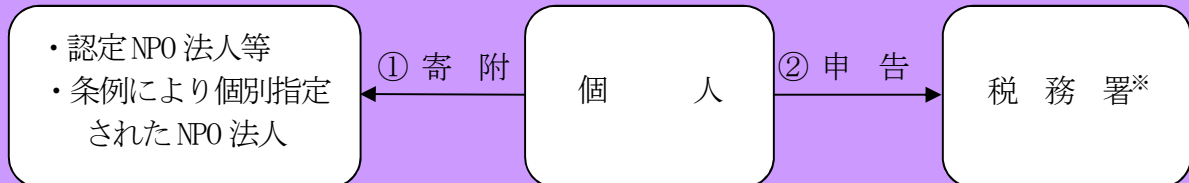
(1) の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）②その金額及び受領年月日を認定 NPO 法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令262①、所規47の2③）。

(2) の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定 NPO 法人等が証した書類[※]（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法41の18の2③、措規19の10の4）。

（注） 平成30年分以後の所得税については、確定申告書に添付すべき寄附金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面が加えられました。

<個人住民税>

認定 NPO 法人等に対する特定寄附金又は個人が NPO 法人の行う法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます（地方税法第 37 条の 2、第 314 条の 7）。



《算式》

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2 \text{ 千円}) \times 10\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

（注 1）寄附金の合計は、総所得金額等の 30% 相当額が限度です。

（注 2）条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

- ・都道府県が指定した寄附金は 4 %
- ・市区町村が指定した寄附金は 6 %

（都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は 10%）

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません（この場合、所得税の控除は受けられません。）。

※条例で個別に指定された NPO 法人で認定 NPO 法人以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります（地方税法 45 の 2⑤）。

どの寄附金が指定されているか等については、住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

② 法人が支出した認定 NPO 法人等への寄附金に対する措置

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法 37④、措法 66 の 11 の 2②）。



(一般寄附金の損金算入限度額)

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times \frac{1}{4}$$

(特別損金算入限度額)

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times \frac{1}{2}$$

(注) 事業年度が 1 年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

(証明書の保存等)

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定 NPO 法人等が証する書類を保存しておく必要があります（法人法 37⑨、措規 22 の 12）。

③ 相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は適用されません。）に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません(措法70①②⑩)。

(寄附財産の非課税)

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

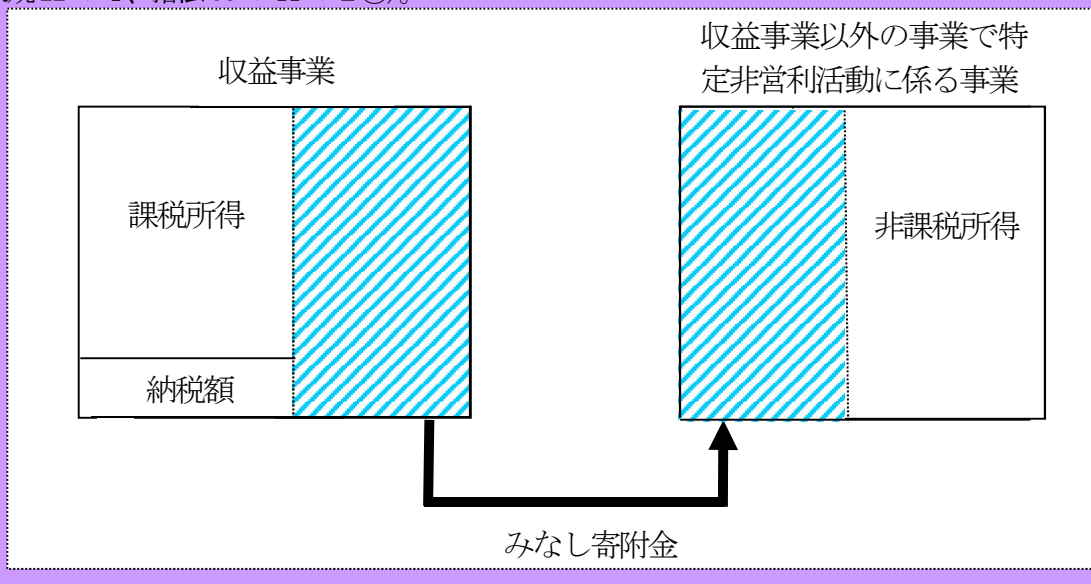
(証明書の添付等)

この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定 NPO 法人が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります(措法70 ⑤⑩、措規23 の5)。

④ 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます(みなし寄附金)。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、みなし寄附金制度は特例認定 NPO 法人には適用されません(法人法37⑤、法人令73①、法人規22の4、措法66の11の2①)。



⑤ 認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置

個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合には、その現物資産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して、寄附した人に「みなし譲渡所得税」が課税されます。

ただし、その寄附が一定の要件を満たすときは、国税庁長官の承認を得ることで、みなし譲渡所得税が非課税となります。この非課税措置には、全ての NPO 法人が対象となる「一般特例」と、認定 NPO 法人及び特例認定法人が対象となる「承認特例」の 2 つの制度があり、それぞれ承認要件などが異なります。

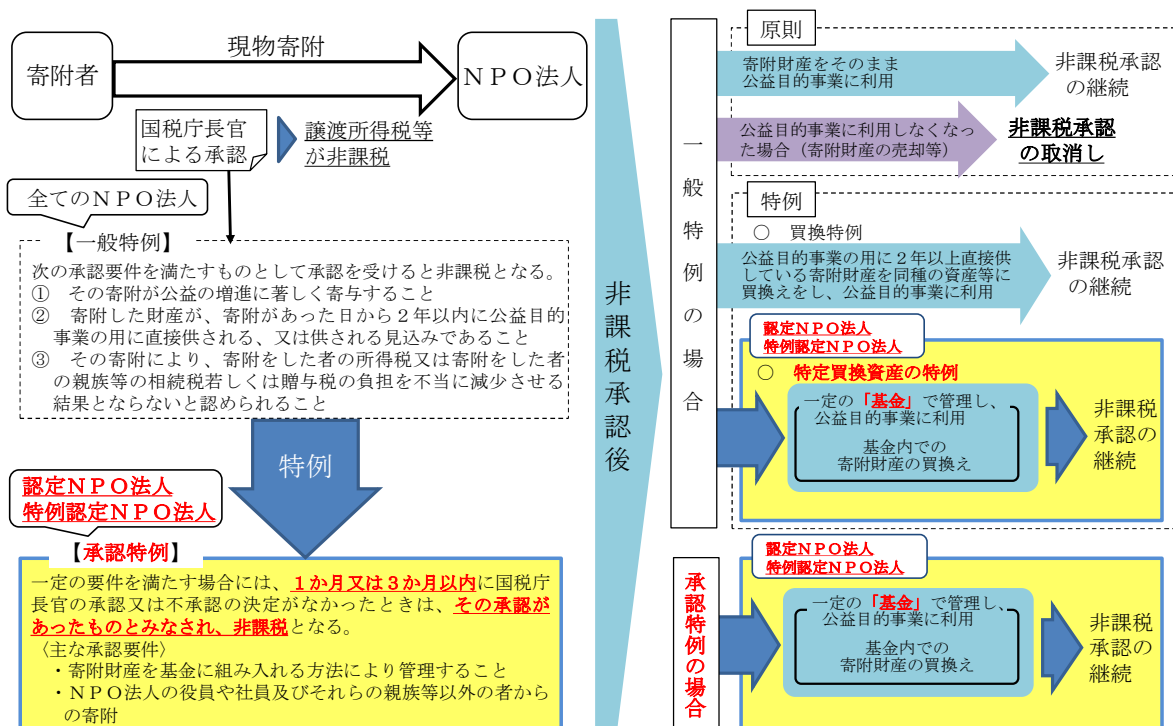
また、寄附者が寄附資産について非課税措置の適用を受けた後に、NPO 法人がその適用を受けた寄附資産の買換えを行う際には、一定の要件を満たす場合、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（「買換特例」及び「特定買換資産の特例」）。

非課税承認を受けた後であっても、例えば、寄附財産が、寄附を受けた認定 NPO 法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合等には、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができますこととされています。

非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした人又は寄附を受けた認定 NPO 法人等に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課されます。

〔措法 40、措令 25 の 17、措規 18 の 19、平成 30 年 3 月内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号〕

※ 詳細については、内閣府 NPO ホームページに掲載されている「認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」や、国税庁ホームページに掲載されている「『租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。



○ 税制上の措置の対象となる寄附

《個人又は法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置》

措置の対象となるのは、認定 NPO 法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定又は特例認定を受けていない NPO 法人に対する寄附金や認定又は特例認定の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、6 ①～③(48～51 頁)の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

《個人が認定NPO法人等に寄附した現物資産に対する措置》

措置の対象となるのは、認定 NPO 法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する現物資産寄附となります。

ただし、非課税措置の適用を受けた後において一定の事由に該当することが判明した場合には、当該寄附資産に関する非課税承認が取り消され、その取り消された年分等の所得として、寄附者又は認定 NPO 法人等に課税されることがあります。

《相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置》

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定 NPO 法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

ただし、その寄附を受けた認定 NPO 法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定 NPO 法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。